

令和6年度

行政評価の概要

令和6年9月

葛飾区

はじめに

葛飾区では、厳しい行財政状況の下でも財政破綻を未然に防ぎ、新たな行政需要に対して適切なサービスを展開していくため、平成14年度から行政評価制度を導入し、行政の透明性・公開性の向上、説明責任の徹底、成果主義といった視点から、事務事業の見直しに取り組んできました。

平成14年度から19年度までは、事務事業を対象とした「事務事業評価」を実施し、事務事業の必要性・有効性・効率性等の視点から分析・評価を行い、廃止・縮小を含めた事務事業の見直しに取り組みました。

平成20年度から22年度までは、評価対象を施策に切り替え「施策評価」を実施し、施策に対する事務事業の貢献度・優先度の視点から分析・評価を行い、経営資源の適正配分を図ってきました。

このように9年間にわたる事務事業の見直しを行った結果、廃止・縮小する事務事業数も減少しており、行財政改革の断行という本区における当初の役割は一定程度果たされたものと考えられます。

しかし、行政サービスを取り巻く環境の変化に的確に対応していくためには、行政評価制度を活用した事務事業の見直しを継続する必要があります。

そのため、平成23年度からは、区民が利用する行政サービス単位である事務事業を評価対象とする制度に改め、より一層区民に対する説明責任の徹底を図っています。また、事務事業の性質に応じた評価手法を導入することで、さらなる成果の創出やこれまで以上に効率的・効果的な執行方法の実現に努めています。

この報告書は、令和6年度行政評価の結果をとりまとめたものです。

目 次

1	葛飾区の行政評価制度	1
1	行政評価制度とは	1
2	行政評価制度の目的	2
3	行政評価の実施	2
4	結果の公表	2
2	令和6年度自己評価の結果	3
1	対象事務事業等	3
2	実施期間	3
3	令和6年度葛飾区行政評価委員会の評価結果	4
1	葛飾区行政評価委員会とは	4
2	行政評価委員の構成	4
3	対象事務事業	4
4	評価期間及び活動実績	4

<別冊1>令和6年度自己評価の結果

資料：令和6年度評価表及び個票

<別冊2>令和6年度葛飾区行政評価委員会の評価結果

資料：令和6年度葛飾区行政評価委員会 答申

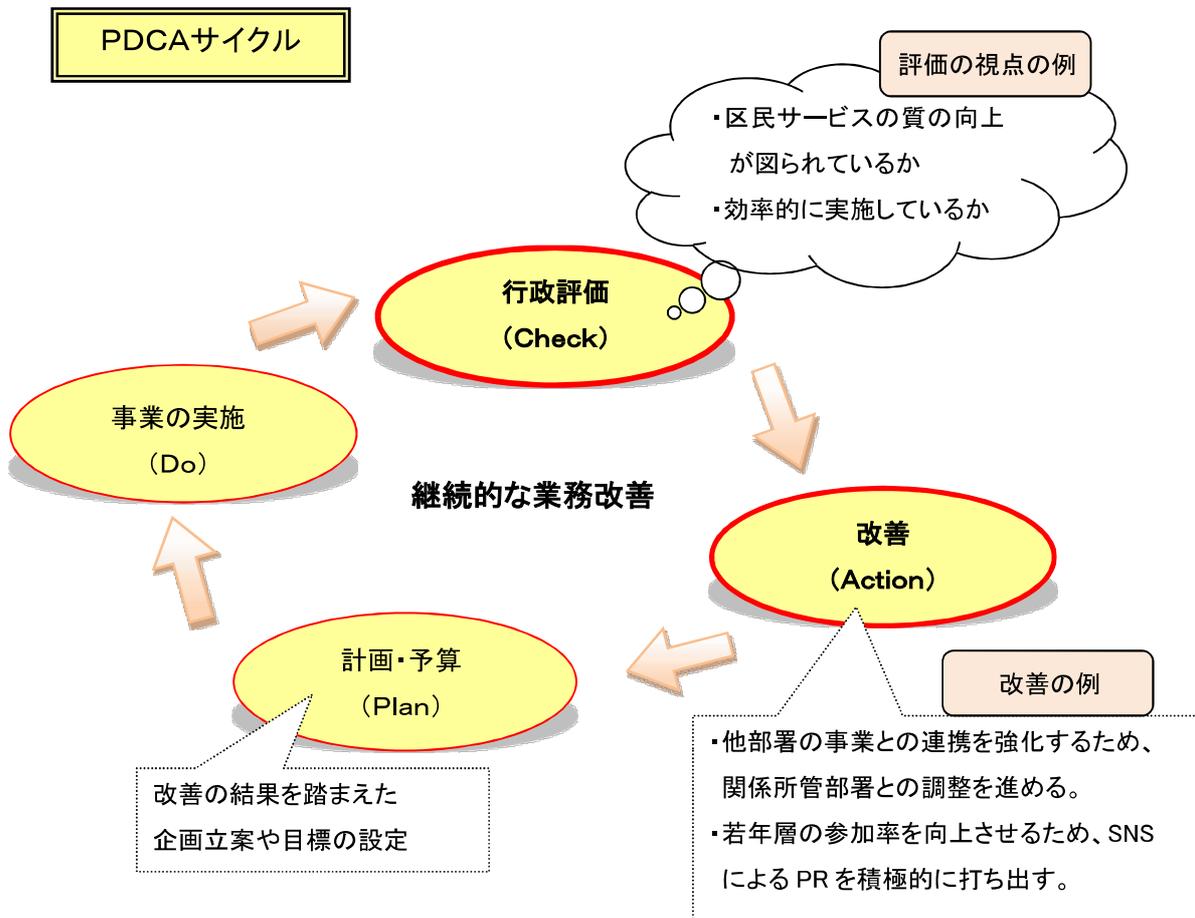
1 葛飾区の行政評価制度

1 行政評価制度とは

行政評価制度とは、区の仕事が「誰のために」「何を目的」としたもののなか、「いつまでに実現するのか」目的や目標を明確にしなが、その仕事が「どれだけ区民の役に立っているのか」等を区民の視点に立って評価し、結果を改善につなげる仕組みです。

本区では、この行政評価制度を活用し、限りある行財政資源（予算・人員・情報・技術など）をより有効かつ適切に配分していくために、PDCA（Plan（計画・予算）—Do（事業実施）—Check（行政評価）—Action（改善））サイクルを展開しています。

さらに、これらの内容を評価表に記載し公表することにより、区の現状を区民にわかりやすく説明することが可能となり、区民に対する説明責任の向上も図っています。



2 行政評価制度の目的

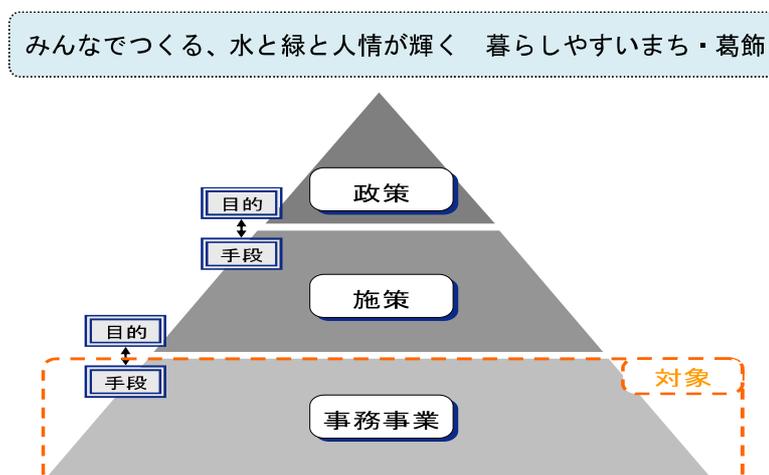
区民への説明責任を果たすとともに、事務事業を不断に見直し、職員の意識改革を図り、更なる成果の創出や効率的・効果的な実施方法につなげるものです。

3 行政評価の実施

(1) 対象事務事業

本区が行う行政活動は、区の将来像である「みんなでつくる、水と緑と人情が輝く暮らしやすいまち・葛飾」の実現に向けて、基本計画上の計画体系に合わせて、「政策-施策-事務事業」の3つに体系化されています。

行政評価制度においては、計画体系における最小単位である「事務事業」を対象としています。



(2) 自己評価

対象事務事業の所管課において、実績状況に対する考察と多角的な視点での分析を行い、今後の方向性を検討します。

評価結果を踏まえ、予算編成や組織整備等へ適切に反映していきます。

(3) 外部評価

区民の視点を確保し、評価の客観性を高めるため、区民参加の葛飾区行政評価委員会を設置しています。評価対象として選定された事務事業については、当該委員会において区民による評価を実施します。

詳細は「3 令和6年度葛飾区行政評価委員会の評価結果」のとおりです。

4 結果の公表

行政評価の結果は、10月（予定）から、区公式ホームページ、区政情報コーナー（区役所3階304番）及び図書館（地区図書館を除く）でご覧いただけます。

2 令和6年度自己評価の結果

1 対象事務事業等

令和6年度の自己評価については、中期実施計画の計画事業及び重点事業のうち、単年度で評価可能な128事務事業を分析・評価対象としています。

2 実施期間

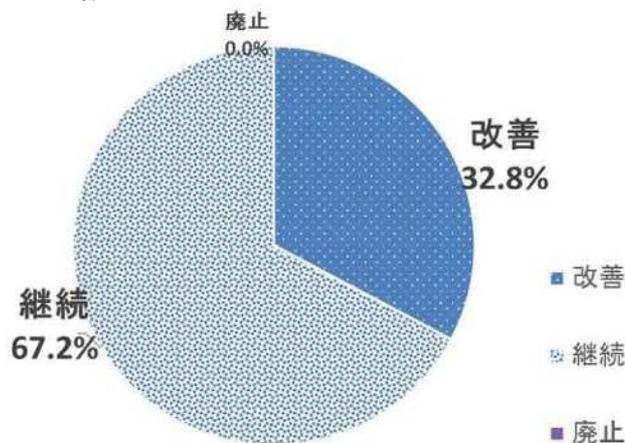
令和6年5月13日から6月21日まで

【参考】令和6年度自己評価における「今後の方向性」の傾向

分析・評価を実施する事務事業については、「評価表」において「評価」を選択肢（「改善」、「継続」あるいは「廃止」）から選び、「今後の方向性」について具体的な内容を記載しています。

自己評価の結果、約32.8%の事務事業で何らかの「改善」を図ろうとしており、「継続」が約67.2%となっています。

図 今後の方向性の内訳



区分	定義	事務事業数	比率 (%)
改善	事業目的の見直しや事業内容（サービス内容や実施方法等）の大幅な見直しを検討し、実施するもの	42	32.8
継続	これまでと同様の方向性で事業を実施するもの	86	67.2
廃止	事業の統合や終了により廃止するもの	0	0.0
合 計		128	100.0

3 令和6年度葛飾区行政評価委員会の評価結果

1 葛飾区行政評価委員会とは

行政評価制度において、区民の視点を確保し、評価の客観性を高めるため、平成14年度から区民参加による委員会を設置しています。

委員会は2つの分科会から構成されています。各分科会では、全4回の審議を経て、評価対象事務事業のヒアリングなどに基づく評価結果を区長に答申します。

2 行政評価委員の構成

委員会の委員は16名で、区長が委嘱した委員（学識経験者2名、区内各種団体代表6名、公募区民6名、大学選出2名）により構成されています。

3 対象事務事業

中期実施計画に記載している計画事業の中で、区民の意見やニーズを把握し、より一層、今後の発展につなげていきたい4事務事業を選定しています。

分科会	事務事業名	担当課
第一分科会	事業承継支援事業	産業経済課
	民間建築物耐震診断・改修事業	建築課
第二分科会	子ども・若者支援体制の充実	子ども・子育て計画担当課
	学びの機会の充実	生涯学習課

4 評価期間及び活動実績

(1) 評価期間

令和6年7月5日から8月26日まで

(2) 活動実績

実施時期	会議	主な内容
7月5日	第1回全体会	・委員委嘱 ・行政評価制度の説明等
7月上旬～ 8月上旬	各分科会（全8回） （2分科会×4回）	・事務事業ヒアリング ・事務事業評価
8月26日	第2回全体会	・評価結果の区長への答申
令和7年2月 （予定）	第3回全体会	・評価結果に対する区の取組報告